

| | | |
|---|--|-------------------------------------|
|  | <h1 style="font-size: 2em;">鳥取県公報</h1> | 平成 20 年 6 月 17 日 (火) 第 8 0 0 0 号 |
| | | 毎週火・金曜日発行 |

目 次

| | |
|----------------|--|
| ◇ 告 示 | 鳥取県税条例第 211 条第 1 項に規定する関係書類 (448) (税務課) 2 |
| | 出納員の権限に属する事務の一部の委任 (3 件) (449~451) (指導管理課) 3 |
| | 種畜証明書の書換交付 (452) (畜産課) 5 |
| | 国土調査の成果の認証 (453) (耕地課) 5 |
| | 小型機船底びき網漁業に係る許可の申請期間 (454) (水産課) 6 |
| | 特定非営利活動法人の設立の認証の申請 (455) (八頭総合事務所県民局) 6 |
| ◇ 選管告示 | 政治団体の設立の届出 (23) 7 |
| | 政治団体からの届出事項に異動があった旨の届出 (24) 7 |
| | 政治団体の収支に関する報告書の要旨 (25) 9 |
| | 政治団体の解散の届出 (26) 10 |
| | 政治団体の解散等に伴う収支に関する報告書の要旨 (27) 11 |
| | 資金管理団体からの届出事項に異動があった旨の届出 (28) 14 |
| | 資金管理団体の指定の取消しの届出 (29) 15 |
| ◇ 教委告示 | 定例教育委員会の招集 (13) (教育総務課) 15 |
| ◇ 人委規則 | 宿日直手当に関する規則の一部を改正する規則 (22) (給与課) 16 |
| | 職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則 (23) (〃) 16 |
| ◇ 内水面漁 管委告示 | コイの持ち出し等を禁止する水域の範囲の一部改正 (5) 17 |
| ◇ 公 告 | 危険物の取扱作業の保安に関する講習会の実施 (消防チーム) 18 |
| | 猟銃等の取扱いに関する講習会の開催 (警察本部生活環境課) 19 |
| ◇ 調達公告 | 調達公告の変更 (議会事務局総務課) 20 |
| | 一般競争入札の実施 (警察本部会計課) 21 |

告 示

鳥取県告示第 448 号

鳥取県税条例（平成 13 年鳥取県条例第 10 号）第 211 条第 1 項に規定する関係書類を次のように定め、平成 20 年 6 月 17 日から施行する。

平成 19 年鳥取県告示第 359 号（鳥取県税条例第 211 条第 1 項に規定する関係書類について）は、平成 20 年 6 月 16 日限り廃止する。

平成 20 年 6 月 17 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

（表面）

| 狩 猟 税 納 付 書 | | | |
|-------------------------|--|------------|--|
| 部総合事務所長 様 | | 年 月 日 | |
| 下記のとおり納付します。 | | | |
| | | 住 所 氏 名 | |
| 狩猟者登録番号 | | | |
| 狩 猟 免 許 種 類 | 網・わな 一・二 | 登 録 の 区 分 | 1 放鳥獣猟区のみに係る登録 2 1の登録を受けている者が受ける県下全域に係る登録 3 1及び2以外の登録 4 1から3まで以外の登録 |
| 納付すべき税額 | 税 率 適 用 区 分 | | 税額 (円) |
| | 1 第一種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、次のいずれかに該当する者 (1) 県民税の所得割額の納付を要する者 (2) 県民税の所得割額の納付を要する者の控除対象配偶者又は扶養親族（農林水産業に従事する者を除く。） | | |
| | 2 第一種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、次のいずれかに該当する者 (1) 県民税の所得割額の納付を要しない、控除対象配偶者又は扶養親族以外の者 (2) 県民税の所得割額の納付を要する者の控除対象配偶者又は扶養親族で農林水産業に従事する者 (3) 県民税の所得割額の納付を要しない者の控除対象配偶者又は扶養親族 | | |
| | 3 網猟免許又はわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、上記税率適用区分1の(1)又は(2)に該当するもの | | |
| | 4 網猟免許又はわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、上記税率適用区分2の(1)から(3)までのいずれかに該当するもの | | |
| 5 第二種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者 | | | |

| | |
|--|--|
| 6 対象鳥獣捕獲員に係る狩猟者の登録を受ける者 (注) 税額は、上記税率適用区分 1 から 5 までのいずれかの税額の 2 分の 1 の額 | |
| 7 6 の登録を受けていた者が対象鳥獣捕獲員でなくなった場合で、同一狩猟期間内に引き続き同一の狩猟免許に係る狩猟者の登録を受けるとき。 (注) 税額は、上記税率適用区分 1 から 5 までのいずれかの税額の 2 分の 1 の額 | |
| 上記税率適用区分の 2 又は 4 に該当する者は、次の証明書により市町村長の証明を受けてください。 | |
| 狩 猟 税 に 関 す る 証 明 書 | |
| <p>住 所 氏 名</p> <p>上記の者は、 年度分の県民税の所得割額を納付することを要しない者で、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 控除対象配偶者又は扶養親族に該当する者以外のもの 2 農業、水産業又は林業に従事する控除対象配偶者又は扶養親族に該当するもの 3 県民税の所得割額を納付することを要しない者の控除対象配偶者又は扶養親族に該当するものであることを証明します。 <p style="text-align: right;">年 月 日 市 町 村 長 印</p> | |

※鳥取県収入証紙は、裏面の枠内に貼付してください。

(裏面)

| |
|-------------------------|
| 鳥 取 県 収 入 証 紙 ち ょ う 付 欄 |
| |

鳥取県告示第 449 号

地方自治法の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 53 号）附則第 3 条第 2 項の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「旧法」という。）第 171 条第

4 項の規定に基づき、出納員をしてその権限に属する事務の一部を次のとおり委任させたので、同条第 5 項において準用する旧法第 170 条第 4 項後段の規定により告示する。

平成 20 年 6 月 17 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 委任させた事務

ふるさと納税に係る寄附金の収納事務

2 委任を受けた分任出納員

鳥取県総務部東京本部

主 幹 井手野 孝 広

主 幹 山 本 直 生

主 幹 伊 藤 賢

副主幹 川 村 悟

副主幹 井 上 直 樹

主 事 横 井 かおり

主 事 鳥 羽 理 恵

3 委任期間

平成20年 5 月22日から平成21年 3 月31日まで

鳥取県告示第 450 号

地方自治法の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 53 号）附則第 3 条第 2 項の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「旧法」という。）第 171 条第 4 項の規定に基づき、出納員をしてその権限に属する事務の一部を次のとおり委任させたので、同条第 5 項において準用する旧法第 170 条第 4 項後段の規定により告示する。

平成 20 年 6 月 17 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 委任させた事務

ふるさと納税に係る寄附金の収納事務

2 委任を受けた分任出納員

鳥取県総務部関西本部

企業立地・産業チーム長 山 本 篤 信

主 幹 井上 孝夫

主 幹 岸田 孝之

副主幹 汐田 美穂

主 事 尾崎 正高

主 事 堀本 将也

3 委任期間

平成20年 5 月27日から平成21年 3 月31日まで

鳥取県告示第 451 号

地方自治法の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 53 号）附則第 3 条第 2 項の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「旧法」という。）第 171 条第 4 項の規定に基づき、出納員をしてその権限に属する事務の一部を次のとおり委任させたので、同条第 5 項において準用する旧法第 170 条第 4 項後段の規定により告示する。

平成 20 年 6 月 17 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 委任させた事務
ふるさと納税に係る寄附金の収納事務
- 2 委任を受けた分任出納員
鳥取県総務部名古屋本部
主 幹 石原 恵一
副主幹 森田 美穂
- 3 委任期間
平成 20 年 5 月 20 日から平成 21 年 3 月 31 日まで

鳥取県告示第 452 号

家畜改良増殖法（昭和 25 年法律第 209 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき、農林水産大臣から次のとおり種畜証明書の書換交付をした旨の通報があったので、同条第 2 項の規定により告示する。

平成 20 年 6 月 17 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

| 種畜証明書番号 | 変更事由 | 変更後 | 変更前 |
|-------------------|----------|-----|---------|
| 平 19 鳥取県 1 第 22 号 | 種畜の名前の変更 | 照福勝 | 一群 1829 |

鳥取県告示第 453 号

国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）第 19 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり国土調査の成果を認証したので、同条第 4 項の規定により告示する。

平成 20 年 6 月 17 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

| 調査を行った者の名称 | 調査を行った時期 | 成果の名称 | 調査を行った地域 | 認証年月日 |
|------------|----------------------|---|-----------------------|---------------------|
| 鳥 取 市 | 平成17年度から 平成19年度まで | 鳥取市（鹿野町乙亥正及び 気高町日光の各一部）の地 籍図及び地籍簿 | 鹿野町乙亥正及び気 高町日光の各一部 | 平成 20 年 6 月 17 日 |
| 〃 | 平成18年度から 平成19年度まで | 鳥取市（河原町山手の一部） の地籍図及び地籍簿 | 河原町山手の一部 | 〃 |
| 〃 | 〃 | 鳥取市（福部町蔵見の一部） の地籍図及び地籍簿 | 福部町蔵見の一部 | 〃 |

| | | | | |
|---------|--------------------------|-------------------------------|----------------|---|
| 〃 | 〃 | 鳥取市（国府町神垣の一部）の地籍図及び地籍簿 | 国府町神垣の一部 | 〃 |
| 岩 美 町 | 平成 17 年度から 平成 19 年度まで | 岩美町（大字浦富の一部）の地籍図及び地籍簿 | 大字浦富の一部 | 〃 |
| 八 頭 町 | 〃 | 八頭町（山上の一部）の地籍図及び地籍簿 | 山上の一部 | 〃 |
| 〃 | 平成 18 年度から 平成 19 年度まで | 八頭町（見槻及び志子部の各一部）の地籍図及び地籍簿 | 見槻及び志子部の各一部 | 〃 |
| 湯 梨 浜 町 | 〃 | 湯梨浜町（大字佐美及び大字埴見の各一部）の地籍図及び地籍簿 | 大字佐美及び大字埴見の各一部 | 〃 |
| 〃 | 平成 17 年度から 平成 19 年度まで | 湯梨浜町（大字宮内の一部）の地籍図及び地籍簿 | 大字宮内の一部 | 〃 |
| 北 栄 町 | 平成 18 年度から 平成 19 年度まで | 北栄町（国坂及び江北の各一部）の地籍図及び地籍簿 | 国坂及び江北の各一部 | 〃 |
| 〃 | 〃 | 北栄町（土下及び北条島の各一部）の地籍図及び地籍簿 | 土下及び北条島の各一部 | 〃 |

鳥取県告示第 454 号

鳥取県海面漁業調整規則（昭和 40 年鳥取県規則第 46 号）第 9 条第 2 項の規定に基づき、小型機船底びき網漁業に係る漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 66 条第 1 項の許可（平成 20 年鳥取県告示第 242 号（小型機船底びき網漁業に係る許可の申請期間について）に定める申請期間中に行われた申請に係る許可を除く。）の申請期間を平成 20 年 6 月 17 日から同月 20 日までと定めたので、同規則第 9 条第 3 項の規定により告示する。

平成 20 年 6 月 17 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県告示第 455 号

特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 10 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第 2 項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第 10 条第 1 項第 1 号、第 2 号イ、第 5 号、第 7 号及び第 8 号に掲げる書類は、平成 20 年 6 月 28 日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成 20 年 6 月 17 日

鳥取県八頭総合事務所長 小 倉 充

- 1 申請のあった年月日
平成 20 年 3 月 28 日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人たんぼぼ

3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名

瀧田 安代

4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地

八頭郡八頭町井古 35

5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的

この法人は、障害者等の福祉サービスを必要とする方に対して、利用者個人の能力に応じた作業訓練等、様々な社会福祉活動を通して、自立につなげるための支援に関する事業を行い、地域に寄与することを目的とする。

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第 23 号

政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき、次の政治団体から設立の届出があったので、同法第 7 条の 2 第 1 項の規定により告示する。

平成 20 年 6 月 17 日

鳥取県選挙管理委員会委員長 古 賀 裕 子

| 政治団体の名称 | 代表者の氏名 | 会計責任者の氏名 | 主たる事務所の所在地 | 届出年月日 | 備考 |
|--------------|--------|----------|-------------------|---------------------|----------|
| 日本栄養士連盟鳥取県支部 | 前田 記子 | 秋山 瑞子 | 八頭郡八頭町市場 296-2 | 平成 20 年 1 月 15 日 | その他の政治団体 |

鳥取県選挙管理委員会告示第 24 号

政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 7 条第 1 項前段の規定に基づき、次の政治団体から届出事項に異動があった旨の届出があったので、同法第 7 条の 2 第 1 項の規定により告示する。

平成 20 年 6 月 17 日

鳥取県選挙管理委員会委員長 古 賀 裕 子

| 政治団体の名称 | 異動事項 | 新 | 旧 | 届出年月日 | 備考 |
|--------------------|----------|-------|-------|------------------|-------|
| 自由民主党鳥取県バス支部 | 代表者の氏名 | 澤 志郎 | 高木 勇 | 平成 20 年 1 月 8 日 | 政党の支部 |
| 民主党鳥取県第 1 区総支部 | 〃 | 奥田 保明 | 早川 周作 | 平成 20 年 1 月 16 日 | 〃 |
| 〃 | 会計責任者の氏名 | 山田 幸夫 | 桐林 正昭 | 〃 | 〃 |
| 自由民主党鳥取県参議院選挙区第一支部 | 〃 | 田中 邦雄 | 宮永 誠治 | 平成 20 年 1 月 22 日 | 〃 |
| 自由民主党淀江町支部 | 〃 | 松田 正 | 廣田 弘之 | 平成 20 年 2 月 28 日 | 〃 |
| 自由民主党米子市尚徳支部 | 〃 | 吉持 昭明 | 江原 利喜 | 〃 | 〃 |

| | | | | | |
|---------------------------|----------------|------------------|---------------------|------------|--------------|
| 自由民主党鳥取県 林業支部 | 〃 | 安藤 憲男 | 井坂 公博 | 平成20年3月10日 | 〃 |
| 自由民主党米子市 大高支部 | 主たる事務所の 所在地 | 米子市尾高 1685 | 米子市尾高 1248 | 平成20年3月13日 | 〃 |
| 〃 | 代表者の氏名 | 山上 森雄 | 伊達 礼 | 〃 | 〃 |
| 〃 | 会計責任者の 氏名 | 中本 実夫 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 自由民主党米子市 県支部 | 主たる事務所の 所在地 | 米子市石州府 421 | 米子市河岡761 | 平成20年3月24日 | 〃 |
| 〃 | 代表者の氏名 | 高橋 順 | 影山 英雄 | 〃 | 〃 |
| 日本共産党鳥取県 東・中部地区委員 会 | 〃 | 水津 岩男 | 岩永 尚之 | 平成20年3月26日 | 〃 |
| 自由民主党日南町 支部 | 〃 | 福原 実 | 坪倉 勝幸 | 平成20年3月31日 | 〃 |
| 清水じょうしん後 援会事務所 | 〃 | 清水 成真 | 津村 善行 | 平成20年1月22日 | その他の政治 団体 |
| 〃 | 会計責任者の 氏名 | 清水 きよ子 | 清水 成真 | 〃 | 〃 |
| 平井伸治後援会 | 主たる事務所の 所在地 | 鳥取市西品治 828-7 | 鳥取市西町三 丁目105-405 | 平成20年1月28日 | 〃 |
| 〃 | 会計責任者の 氏名 | 上田 弘美 | 岸本 嗣夫 | 〃 | 〃 |
| 市谷とも子後援会 | 主たる事務所の 所在地 | 鳥取市西品治 282-31 | 鳥取市職人町 35 | 平成20年1月30日 | 〃 |
| 芝岡みどり後援会 | 会計責任者の 氏名 | 山本 武史 | 井上 崇 | 平成20年2月5日 | 〃 |
| 全国たばこ耕作者 政治連盟鳥取県支 部 | 代表者の氏名 | 三島 伸治 | 足立 利彦 | 平成20年2月13日 | 〃 |
| 鳥取県商工政治連 盟 | 会計責任者の 氏名 | 関 敏之 | 水根 富士雄 | 平成20年2月19日 | 〃 |
| 段塚廣文後援会 | 代表者の氏名 | 小川 義郎 | 野田 一伯 | 平成20年2月26日 | 〃 |
| たもり利彦後援会 | 主たる事務所の 所在地 | 米子市陰田町 649-7 | 米子市加茂町 二丁目138 | 平成20年2月28日 | 〃 |
| フロンティアとっ とり | 会計責任者の 氏名 | 西山 理一 | 田村 正和 | 平成20年3月6日 | 〃 |
| 丸田克孝後援会 | 代表者の氏名 | 米原 幸人 | 河本 誠友 | 〃 | 〃 |
| 石村ゆうすけ政策 研究会 | 会計責任者の 氏名 | 馬淵 義則 | 南場 隆夫 | 平成20年3月10日 | 〃 |
| やまね英明後援会 | 〃 | 森山 大四郎 | 遠藤 克之 | 平成20年3月13日 | 〃 |
| 国際勝共連合鳥取 県本部 | 代表者の氏名 | 真壁 俊文 | 中村 輝彦 | 平成20年3月14日 | 〃 |

| | | | | | |
|---------------------|----------------|------------------|------------------|------------|---|
| 〃 | 会計責任者の 氏名 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 日本行政書士政治 連盟鳥取県支部 | 〃 | 三ツ國 全代 | 小椋 修身 | 平成20年3月18日 | 〃 |
| 藤尾信之後援会 | 代表者の氏名 | 松田 総一郎 | 越河 繁明 | 〃 | 〃 |
| 佐々木周子後援会 | 〃 | 田口 郁江 | 久古 勝正 | 平成20年3月27日 | 〃 |
| 中川健作後援会 | 〃 | 菅澤 則夫 | 奥定 薫 | 平成20年3月31日 | 〃 |
| 〃 | 会計責任者の 氏名 | 藤井 加奈江 | 足立 達朗 | 〃 | 〃 |
| 日本薬業政治連盟 鳥取県支部 | 主たる事務所 の所在地 | 米子市流通町 158-15 | 米子市両三柳 2900-7 | 〃 | 〃 |
| 〃 | 会計責任者の 氏名 | 山根 日出男 | 小林 晋也 | 〃 | 〃 |
| 森まさき後援会 | 代表者の氏名 | 藤山 俊郎 | 山脇 基一 | 〃 | 〃 |

鳥取県選挙管理委員会告示第 25 号

政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 12 条第 1 項の規定に基づき、政治団体の収支に関する報告書の提出があったので、同法第 20 条第 1 項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

平成 20 年 6 月 17 日

鳥取県選挙管理委員会委員長 古 賀 裕 子

◎資金管理団体

期間 平成19年1月1日～平成19年12月31日

政治団体の名称 長岡和好後援会

資金管理団体の届出をした者の氏名 長岡和好

資金管理団体の届出に係る公職の種類 鳥取県議会議員

報告年月日 平成20年2月20日

1 収入総額 251,715円

前年繰越額 236,786円

本年收入額 14,929円

2 支出総額 250,447円

3 翌年への繰越額 1,268円

4 本年收入の内訳

寄附 14,725円

政党匿名寄附を除く寄附 14,725円

個人分 10,000円

政治団体分 4,725円

その他の収入 204円

一件十万円未満のもの 204円

5 支出の内訳

経常経費 107,009円

光熱水費 4,984円

備品・消耗品費 74,632円

事務所費 27,393円

政治活動費 143,438円

調査研究費 78,685円

その他の経費 64,753円

6 寄附の内訳

(個人分)

年間五万円以下のもの 10,000円

(政治団体分)

年間五万円以下のもの 4,725円

期間 平成19年1月1日～平成19年12月31日

政治団体の名称 中尾享政経懇話会

資金管理団体の届出をした者の氏名 中尾享

資金管理団体の届出に係る公職の種類 鳥取県議会議員

報告年月日 平成20年3月25日

1 収入総額 3,919円

前年繰越額 3,914円

本年收入額 5円

2 支出総額 0円

3 翌年への繰越額 3,919円

4 本年收入の内訳

その他の収入 5円

一件十万円未満のもの 5円

2 支出総額 0円

◎その他の政治団体

期間 平成18年 1 月 1 日～平成18年12月31日

政治団体の名称 竹尾まさあき後援会

報告年月日 平成20年 3 月11日

1 収入総額 0円

期間 平成18年 1 月 1 日～平成18年12月31日

政治団体の名称 安田とよみ後援会

報告年月日 平成20年 3 月31日

1 収入総額 0円

2 支出総額 0円

鳥取県選挙管理委員会告示第 26 号

政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 17 条第 1 項の規定に基づき、次の政治団体から解散の届出があったので、同条第 3 項の規定により告示する。

平成 20 年 6 月 17 日

鳥取県選挙管理委員会委員長 古 賀 裕 子

| 政治団体の名称 | 代表者の氏名 | 会計責任者の氏名 | 主たる事務所の所在地 | 届出年月日 | 備考 |
|--------------------|--------|----------|----------------|---------------------|----------|
| 自由民主党鳥取県参議院選挙区第二支部 | 常田 享詳 | 西垣 容子 | 鳥取市庖丁人町 2 | 平成 20 年 1 月 16 日 | 政党の支部 |
| 山口まさのぶ後援会 | 松村 武彦 | 松村 武彦 | 岩美郡岩美町大字田後 95 | 平成 20 年 1 月 15 日 | その他の政治団体 |
| 植田武人後援会 | 植田 武人 | 築谷 隼雄 | 境港市栄町 22 | 平成 20 年 1 月 18 日 | 〃 |
| 女性党鳥取県米子総支局 | 村上 敏子 | 村上 敏子 | 米子市淀江町中間 615-5 | 平成 20 年 1 月 21 日 | 〃 |
| 香川和久後援会 | 高天 弘介 | 香川 美恵 | 東伯郡三朝町大字穴鴨 607 | 平成 20 年 1 月 24 日 | 〃 |
| 生田秀正後援会 | 生田 秀正 | 谷口 俊典 | 日野郡日野町黒坂 1225 | 平成 20 年 1 月 25 日 | 〃 |
| 内田あきひさ後援会 | 片岡 正之 | 山本 芳昭 | 日野郡日南町下石見 143 | 平成 20 年 1 月 29 日 | 〃 |
| 松田重実後援会 | 松田 重実 | 松田 重実 | 鳥取市津ノ井 219 | 〃 | 〃 |
| どんどろけ基金の会 | 大西 清之 | 葉狩 弘一 | 鳥取市幸町 5-6 | 平成 20 年 1 月 30 日 | 〃 |
| 長岡和好後援会 | 長岡 和好 | 安田 源一 | 米子市永江 118 | 平成 20 年 2 月 20 日 | 〃 |
| 生田薫後援会 | 生林 隆輝 | 長谷 茂則 | 米子市西福原九丁目 1-38 | 平成 20 年 2 月 22 日 | 〃 |
| 生田正明後援会 | 若林 朗 | 生田 政子 | 日野郡日野町根雨 345 | 平成 20 年 2 月 28 日 | 〃 |
| 竹尾まさあき後援会 | 北村 喜久 | 岸本萬壽男 | 八頭郡八頭町見槻中 131 | 平成 20 年 3 月 11 日 | 〃 |
| 中尾享政経懇話会 | 中尾 享 | 田村 孝一 | 鳥取市叶 448 | 平成 20 年 3 月 25 日 | 〃 |

| | | | | | |
|----------|-------|-------|---------------|---------------------|---|
| 岸たつし後援会 | 岸 龍司 | 渡辺 勇 | 岩美郡岩美町大字大谷586 | 平成 20 年 3 月 26 日 | 〃 |
| 木下忠澄後援会 | 荻原豊太郎 | 山根 照明 | 鳥取市河原町長瀬293-5 | 平成 20 年 3 月 28 日 | 〃 |
| 安田とよみ後援会 | 小谷 光徳 | 田中 淳 | 鳥取市福部町高江131 | 平成 20 年 3 月 31 日 | 〃 |

鳥取県選挙管理委員会告示第 27 号

政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 17 条第 1 項の規定に基づき、政治団体の収支に関する報告書の提出があったので、同法第 20 条第 1 項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

平成 20 年 6 月 17 日

鳥取県選挙管理委員会委員長 古 賀 裕 子

◎政党の支部

期間 平成19年 1 月 1 日～平成19年12月31日

政治団体の名称 自由民主党鳥取県参議院選挙区第二支部

報告年月日 平成20年 1 月 16 日

(平成19年12月31日解散)

- 1 収入総額 68,508,280円
 - 前年繰越額 7,972,057円
 - 本年収入額 60,536,223円
- 2 支出総額 68,508,280円
- 3 本年収入の内訳
 - 寄附 32,529,875円
 - 政党匿名寄附を除く寄附 32,529,875円
 - 団体分 5,985,000円
 - 政治団体分 26,544,875円
 - 本部又は支部から供与された交付金に係る収入 28,000,000円
 - 自由民主党本部 28,000,000円
 - その他の収入 6,348円
 - 一件十万円未満のもの 6,348円
- 4 支出の内訳
 - 経常経費 19,031,526円
 - 人件費 10,366,668円
 - 光熱水費 621,324円
 - 備品・消耗品費 3,301,384円
 - 事務所費 4,742,150円
 - 政治活動費 49,476,754円
 - 組織活動費 4,251,404円
 - 機関紙誌の発行その他の事業費 6,896,089円
 - 機関紙誌の発行事業費 4,711,185円

宣伝事業費 2,184,904円

調査研究費 187,500円

寄附・交付金 38,141,761円

5 寄附の内訳

(団体分)

- (株) 竹内クレーン工業 100,000円 鳥取市
 - 生山鉱業(株) 100,000円 日野郡日南町
 - (医) 昌平会 100,000円 西伯郡伯耆町
 - (有) 澤田建設 300,000円 日野郡日南町
 - (株) 藤原組 100,000円 鳥取市
 - 大和建设(株) 100,000円 鳥取市
 - (株) 大協組 150,000円 米子市
 - (有) 池田薬局 100,000円 鳥取市
 - (株) イヌイ 100,000円 鳥取市
 - (有) 共栄組 150,000円 東伯郡北栄町
 - (株) 正光 100,000円 鳥取市
 - 田中工業(株) 100,000円 鳥取市
 - (株) 三協商会 500,000円 鳥取市
 - 美保テクノス(株) 150,000円 米子市
 - 郡家コンクリート工業(株) 100,000円 八頭郡八頭町
 - (有) 都田組 250,000円 境港市
 - カネックス(株) 250,000円 米子市
 - やまこう建設(株) 150,000円 鳥取市
 - (有) 山田工業所 100,000円 鳥取市
 - (有) クオーク 100,000円 東京都世田谷区
 - (株) サカエ 200,000円 鳥取市
 - 環境整備推進研究会 200,000円 岡山県岡山市
 - 年間五万円以下のもの 2,485,000円
- (政治団体分)

山口県薬剤師連盟 548,750円 山口県山口市
 香川県薬剤師連盟 125,750円 香川県高松市
 鳥取県薬剤師連盟 500,000円 鳥取市
 愛媛県薬剤師連盟 200,000円 愛媛県松山市
 広島県薬剤師連盟 600,000円 広島県広島市
 島根県薬剤師連盟 216,000円 島根県松江市
 岡山県薬剤師連盟 534,375円 岡山県岡山市
 高知県薬剤師連盟 120,000円 高知県高知市
 常田たかよし未来政策研究会 15,000,000円
 鳥取市
 鳥取県税理士政治連盟 100,000円 鳥取市
 鳥取県東部医師連盟 300,000円 鳥取市
 日本商工連盟 100,000円 東京都中央区
 鳥取県石油政治連盟 100,000円 米子市
 外食産業政治研究会 500,000円 東京都港区
 自由民主党神奈川県第十三選挙区支部
 200,000円 神奈川県大和市
 全国配置家庭薬協会 100,000円 富山県富山市
 徳島県薬剤師連盟 300,000円 徳島県徳島市
 自由民主党鳥取県支部連合会 7,000,000円
 鳥取市

◎資金管理団体

期間 平成19年1月1日～平成19年12月31日
 政治団体の名称 生田秀正後援会
 資金管理団体の届出をした者の氏名 生田秀正
 資金管理団体の届出に係る公職の種類 鳥取県議会議員
 報告年月日 平成20年1月25日
 (平成19年12月31日解散)

- 1 収入総額 233,940円
 前年繰越額 13,442円
 本年収入額 220,498円
- 2 支出総額 233,940円
- 3 本年収入の内訳
 寄附 220,498円
 政党匿名寄附を除く寄附 220,498円
 個人分 220,498円
- 4 支出の内訳
 経常経費 233,940円
 光熱水費 54,780円
 事務所費 179,160円
- 5 寄附の内訳
 (個人分)

生田秀正 220,498円 日野郡日野町

期間 平成19年1月1日～平成19年12月31日
 政治団体の名称 植田武人後援会
 資金管理団体の届出をした者の氏名 植田武人
 資金管理団体の届出に係る公職の種類 境港市議会議員
 報告年月日 平成20年1月18日
 (平成19年12月31日解散)

- 1 収入総額 57,614円
 前年繰越額 57,591円
 本年収入額 23円
- 2 支出総額 57,614円
- 3 本年収入の内訳
 その他の収入 23円
 一件十万円未満のもの 23円
- 4 支出の内訳
 経常経費 37,214円
 事務所費 37,214円
 政治活動費 20,400円
 組織活動費 20,400円

期間 平成19年1月1日～平成19年12月31日
 政治団体の名称 岸たつし後援会
 資金管理団体の届出をした者の氏名 岸龍司
 資金管理団体の届出に係る公職の種類 岩美町議会議員
 報告年月日 平成20年3月26日
 (平成19年12月31日解散)

- 1 収入総額 10,098円
 前年繰越額 10,088円
 本年収入額 10円
- 2 支出総額 10,098円
- 3 本年収入の内訳
 その他の収入 10円
 一件十万円未満のもの 10円
- 4 支出の内訳
 経常経費 10,098円
 事務所費 10,098円

期間 平成20年1月1日～平成20年2月20日
 政治団体の名称 長岡和好後援会
 資金管理団体の届出をした者の氏名 長岡和好
 資金管理団体の届出に係る公職の種類 鳥取県議会議員

報告年月日 平成20年2月20日
(平成20年2月20日解散)

- 1 収入総額 1,268円
前年繰越額 1,268円
- 2 支出総額 1,268円
- 3 支出の内訳
政治活動費 1,268円
その他の経費 1,268円

期間 平成20年1月1日～平成20年3月21日
政治団体の名称 中尾享政経懇話会
資金管理団体の届出をした者の氏名 中尾享
資金管理団体の届出に係る公職の種類 鳥取県議会議員

報告年月日 平成20年3月25日
(平成20年3月21日解散)

- 1 収入総額 3,922円
前年繰越額 3,919円
本年收入額 3円
- 2 支出総額 3,922円
- 3 本年收入の内訳
その他の収入 3円
一件十万円未満のもの 3円
- 4 支出の内訳
政治活動費 3,922円
寄附・交付金 3,922円

◎その他の政治団体

期間 平成18年1月1日～平成18年12月31日
政治団体の名称 生田薫後援会
報告年月日 平成20年2月22日
(平成18年12月31日解散)

- 1 収入総額 0円
- 2 支出総額 0円

期間 平成19年1月1日～平成19年12月31日
政治団体の名称 生田正明後援会
報告年月日 平成20年2月28日
(平成19年12月31日解散)

- 1 収入総額 60,557円
前年繰越額 17,499円
本年收入額 43,058円
- 2 支出総額 60,557円
- 3 本年收入の内訳
個人の党費・会費 10人 10,000円

寄附 33,058円
政党匿名寄附を除く寄附 33,058円
個人分 33,058円

- 4 支出の内訳
政治活動費 60,557円
機関紙誌の発行その他の事業費 35,000円
機関紙誌の発行事業費 20,000円
宣伝事業費 15,000円
その他の経費 25,557円

- 5 寄附の内訳
(個人分)
年間五万円以下のもの 33,058円

期間 平成19年1月1日～平成19年12月31日
政治団体の名称 内田あきひさ後援会

報告年月日 平成20年1月29日
(平成19年12月31日解散)

- 1 収入総額 50,900円
前年繰越額 50,266円
本年收入額 634円
- 2 支出総額 50,900円
- 3 本年收入の内訳
寄附 634円
政党匿名寄附を除く寄附 634円
個人分 634円
- 4 支出の内訳
経常経費 1,200円
事務所費 1,200円
政治活動費 49,700円
組織活動費 49,700円
- 5 寄附の内訳
(個人分)
年間五万円以下のもの 634円

期間 平成19年1月1日～平成19年12月25日
政治団体の名称 香川和久後援会
報告年月日 平成20年1月24日
(平成19年12月25日解散)

- 1 収入総額 0円
- 2 支出総額 0円

期間 平成19年1月1日～平成19年12月31日
政治団体の名称 木下忠澄後援会
報告年月日 平成20年3月28日
(平成19年12月31日解散)

- 1 収入総額 5,817円
前年繰越額 5,817円
- 2 支出総額 0円
- 3 翌年への繰越額 5,817円

期間 平成19年1月1日～平成19年12月30日
政治団体の名称 女性党鳥取県米子総支局
報告年月日 平成20年1月21日
(平成19年12月30日解散)

- 1 収入総額 0円
- 2 支出総額 0円

期間 平成19年1月1日～平成19年12月31日
政治団体の名称 竹尾まさあき後援会
報告年月日 平成20年3月11日
(平成19年12月31日解散)

- 1 収入総額 0円
- 2 支出総額 0円

期間 平成19年1月1日～平成19年12月31日
政治団体の名称 どんどろけ基金の会
報告年月日 平成20年1月30日
(平成19年12月31日解散)

- 1 収入総額 3,200,188円
前年繰越額 935,571円
本年收入額 2,264,617円
- 2 支出総額 3,200,188円
- 3 本年收入の内訳
個人の党費・会費 34人 1,964,000円
寄附 300,000円
政党匿名寄附を除く寄附 300,000円
政治団体分 300,000円
その他の収入 617円

一件十万円未満のもの 617円

- 4 支出の内訳
経常経費 1,299,976円
備品・消耗品費 362,885円
事務所費 937,091円
政治活動費 1,900,212円
組織活動費 1,900,212円
- 5 寄附の内訳
(政治団体分)
石破茂政経懇話会 300,000円 鳥取市

期間 平成19年1月1日～平成19年12月30日
政治団体の名称 松田重実後援会
報告年月日 平成20年1月29日
(平成19年12月30日解散)

- 1 収入総額 0円
- 2 支出総額 0円

期間 平成19年1月1日～平成19年12月31日
政治団体の名称 安田とよみ後援会
報告年月日 平成20年3月31日
(平成19年12月31日解散)

- 1 収入総額 0円
- 2 支出総額 0円

期間 平成19年1月1日～平成19年12月31日
政治団体の名称 山口まさのぶ後援会
報告年月日 平成20年1月15日
(平成19年12月31日解散)

- 1 収入総額 23,977円
前年繰越額 23,977円
- 2 支出総額 0円
- 3 翌年への繰越額 23,977円

鳥取県選挙管理委員会告示第 28 号

政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 19 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり資金管理団体の届出事項に異動があった旨の届出があったので、同法第 19 条の 2 第 1 項の規定により告示する。

平成 20 年 6 月 17 日

鳥取県選挙管理委員会委員長 古 賀 裕 子

| 資金管理団体の名称 | 異動事項 | 新 | 旧 | 届出年月日 |
|-----------|------------|-------------|--------------|------------|
| たもり利彦後援会 | 主たる事務所の所在地 | 米子市陰田町649－7 | 米子市加茂町二丁目138 | 平成20年2月28日 |

| | | | | |
|-------------------|-------|---------|---------|------------|
| 藤縄喜和とっとり政 策研究会 | 公職の種類 | 鳥取県議会議員 | 鳥取市議会議員 | 平成20年3月21日 |
|-------------------|-------|---------|---------|------------|

鳥取県選挙管理委員会告示第 29 号

政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 19 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり資金管理団体の指定を取り消す旨の届出があったので、同法第 19 条の 2 第 1 項の規定により告示する。

平成 20 年 6 月 17 日

鳥取県選挙管理委員会委員長 古 賀 裕 子

| 資金管理団体の指定の取消しの届出をした者の氏名 | 公職の種類 | 指定を取り消した団体 | | | 届出年月日 |
|-------------------------|---------|-----------------|----------------|--------|------------------|
| | | 名 称 | 主たる事務所の所在地 | 代表者の氏名 | |
| 植田 武人 | 境港市議会議員 | 植田武人後援会 | 境港市栄町 22 | 植田 武人 | 平成 20 年 1 月 18 日 |
| 生田 秀正 | 鳥取県議会議員 | 生田秀正後援会 | 日野郡日野町黒坂 1225 | 生田 秀正 | 平成 20 年 1 月 25 日 |
| 長岡 和好 | 〃 | 長岡和好後援会 | 米子市永江 118 | 長岡 和好 | 平成 20 年 2 月 20 日 |
| 田守 利彦 | 〃 | たもり利彦後援会 | 米子市陰田町 649-7 | 田守 利彦 | 平成 20 年 2 月 28 日 |
| 片山 善博 | 鳥取県知事 | 片山よしひろ未来政策フォーラム | 鳥取市片原五丁目 178 | 片山 善博 | 平成 20 年 3 月 21 日 |
| 中尾 享 | 鳥取県議会議員 | 中尾享政経懇話会 | 鳥取市叶 448 | 中尾 享 | 平成 20 年 3 月 25 日 |
| 岸 龍司 | 岩美町議会議員 | 岸たつし後援会 | 岩美郡岩美町大字大谷 586 | 岸 龍司 | 平成 20 年 3 月 26 日 |

教育委員会告示**鳥取県教育委員会告示第 13 号**

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

平成 20 年 6 月 17 日

鳥取県教育委員会委員長 山 田 修 平

- 1 日時 平成 20 年 6 月 19 日（木）午前 10 時～
- 2 場所 鳥取市東町一丁目 271 鳥取県庁教育委員会教育委員室
- 3 議題
 - (1) 平成 21 年度県立高等学校の学科改編等について
 - (2) その他

人事委員会規則

宿日直手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 20 年 6 月 17 日

鳥取県人事委員会委員長 高 橋 敬 一

鳥取県人事委員会規則第 22 号

宿日直手当に関する規則の一部を改正する規則

宿日直手当に関する規則（昭和 44 年鳥取県人事委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|---|
| <p>(宿日直手当の額)</p> <p>第 3 条 条例第 16 条の 2 第 1 項に規定する人事委員会規則で定める宿日直手当の額は、宿日直勤務 1 回につき、次の各号に掲げる額とする。ただし、勤務時間が 5 時間未満の場合は、当該各号に掲げる額に 100 分の 50 を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 勤務時間規則第 8 条第 1 項第 2 号に規定する宿日直勤務（同条第 2 項の規定により命ぜられる場合を含む。）については、2 万円</p> <p>(2) 及び (3) 略</p> <p>2 略</p> | <p>(宿日直手当の額)</p> <p>第 3 条 条例第 16 条の 2 第 1 項に規定する人事委員会規則で定める宿日直手当の額は、宿日直勤務 1 回につき、次の各号に掲げる額とする。ただし、勤務時間が 5 時間未満の場合は、当該各号に掲げる額に 100 分の 50 を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 勤務時間規則第 8 条第 1 項第 2 号に規定する宿日直勤務（同条第 2 項の規定により命ぜられる場合を含む。）については、2 万円 <u>（管理職手当に関する規則（昭和 33 年 10 月鳥取県人事委員会規則第 22 号）の規定による管理職手当に係る区分が 1 種又は 2 種の職を占める職員の行うものにあつては、1 万 2,000 円）</u></p> <p>(2) 及び (3) 略</p> <p>2 略</p> |

附 則

(施行期日)

- この規則は、公布の日から施行し、改正後の宿日直手当に関する規則（以下「新規則」という。）は、平成 20 年 4 月 1 日から適用する。

(手当の内払)

- 新規則の規定を適用する場合においては、改正前の宿日直手当に関する規則の規定に基づいて支給された宿日直手当は、新規則の規定による宿日直手当の内払とみなす。

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 20 年 6 月 17 日

鳥取県人事委員会委員長 高 橋 敬 一

鳥取県人事委員会規則第 23 号

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

職員の育児休業等に関する規則（平成 4 年鳥取県人事委員会規則第 4 号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|---|
| <p>（育児休業をしている職員の期末手当に係る勤務した期間に相当する期間）</p> <p>第 8 条 条例第 7 条第 1 項の人事委員会規則で定める期間は、次に掲げる期間とする。</p> <p>（1） 休暇の期間その他勤務しないことにつき特に承認のあった期間のうち、次に掲げる期間以外の期間</p> <p>ア 略</p> <p>イ 期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則（昭和 41 年鳥取県人事委員会規則第 4 号）<u>第 1 条の 3 第 2 号、第 3 号、第 5 号、第 6 号又は第 9 号</u>に掲げる職員として在職した期間（職員の休職の事由を定める条例（昭和 56 年鳥取県条例第 7 号）第 2 条第 1 号の規定に該当して休職した期間を除く。）</p> <p>（2） 略</p> | <p>（育児休業をしている職員の期末手当に係る勤務した期間に相当する期間）</p> <p>第 8 条 条例第 7 条第 1 項の人事委員会規則で定める期間は、次に掲げる期間とする。</p> <p>（1） 休暇の期間その他勤務しないことにつき特に承認のあった期間のうち、次に掲げる期間以外の期間</p> <p>ア 略</p> <p>イ 期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則（昭和 41 年鳥取県人事委員会規則第 4 号）<u>第 1 条の 3 第 1 号、第 3 号、第 4 号又は第 8 号</u>に掲げる職員として在職した期間（職員の休職の事由を定める条例（昭和 56 年鳥取県条例第 7 号）第 2 条第 1 号の規定に該当して休職した期間を除く。）</p> <p>（2） 略</p> |

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の職員の育児休業等に関する規則は、平成 20 年 4 月 1 日から適用する。

内水面漁場管理委員会告示

鳥取県内水面漁場管理委員会告示第 5 号

平成 20 年鳥取県内水面漁場管理委員会告示第 3 号（コイの持ち出し等を禁止する水域の範囲について）の一部を次のように改正する。

平成 20 年 6 月 17 日

鳥取県内水面漁場管理委員会会長 山 崎 賀 津 雄

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|---|
| <p>1 及び 2 略</p> <p>3 1 及び 2 以外の水系のうち次に掲げる水域 (1)～(12) 略 (13) 伯耆町岸本の砂田橋上流側を上流端とする野本川</p> <p><u>(14) 米子市福万と西伯郡伯耆町須村における米子市伯耆町界より下流の佐陀川</u></p> <p><u>(15) 西伯郡伯耆町須村の荒神様池から取水する出口井手</u></p> <p><u>(16) 出口井手と福岡井手の合流点より下流の福岡井手</u></p> <p><u>(17) 西伯郡伯耆町福岡原の福岡池及びそれより取水するすべての用水路並びにそれらに接続するすべての用水路</u></p> | <p>1 及び 2 略</p> <p>3 1 及び 2 以外の水系のうち次に掲げる水域 (1)～(12) 略 (13) 伯耆町岸本の砂田橋上流側を上流端とする野本川及び野本川と佐陀川の合流点より下流の佐陀川本流</p> |

公 告

消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 13 条の 23 の規定により、危険物の取扱作業の保安に関する講習を次のとおり実施する。

平成 20 年 6 月 17 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 講習の種別

危険物取扱者免状の交付を受けている者で、製造所、貯蔵所又は取扱所において危険物の取扱作業に従事しているものを対象とした講習

2 講習の日時及び場所

- (1) 平成 20 年 8 月 11 日（月） 午後 1 時 30 分から午後 4 時 30 分まで
鳥取市東町一丁目 220 鳥取県庁講堂
- (2) 平成 20 年 8 月 20 日（水） 午後 1 時 30 分から午後 4 時 30 分まで
鳥取市東町一丁目 220 鳥取県庁講堂
- (3) 平成 20 年 8 月 25 日（月） 午後 1 時 30 分から午後 4 時 30 分まで
倉吉市東巖城町 2 鳥取県中部総合事務所講堂
- (4) 平成 20 年 9 月 2 日（火） 午後 1 時 30 分から午後 4 時 30 分まで
米子市糺町一丁目 160 鳥取県西部総合事務所講堂
- (5) 平成 20 年 9 月 3 日（水） 午前 9 時 30 分から午後 0 時 30 分まで
米子市糺町一丁目 160 鳥取県西部総合事務所講堂

3 受講手続

県内の各消防署、各市役所、各町村役場、各総合事務所県民局及び鳥取県防災局消防チームに備え付けてある所定の用紙により作成した受講申請書を、平成 20 年 7 月 16 日（水）から同月 31 日（木）までの間（日曜日、

土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）に、鳥取県危険物保安協会連合会（〒680-0864 鳥取市吉成640-1、電話0857-21-1401）に提出すること。（郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により送付する場合は、平成20年7月31日（木）までの消印又は信書便の役務のうち消印に準ずるもののあるものにより受け付ける。）

4 受講手数料及びその納付方法

受講手数料は、4,700円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を受講申請書の手数料欄にはり付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

5 その他

受講当日は、危険物取扱者免状を持参すること。

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の3第1項の規定により猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

平成 20 年 6 月 17 日

鳥取県公安委員会委員長 渡 部 容 子

1 講習の種別及び受講対象者

(1) 初心者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち、法第4条第1項第1号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可（以下「許可」という。）を受けようとするもの（(2)のイに掲げる者を除く。）を対象とする。

(2) 経験者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち次に掲げるものを対象とする。

ア 法第7条の3第1項の規定による許可の更新を受けようとする者

イ 許可を受けようとする者で、法第5条の2第3項第2号に規定するもの

2 開催の日時及び場所

| 種別 | 区分 | 日 時 | 場 所 | 受 講 対 象 者 |
|-------|----|--|---------------------------|------------------------------------|
| 初心者講習 | | 平成 20 年 7 月 7 日 午前 10 時から午後 4 時まで | 米子市上福原 1226-4 鳥取県米子警察署 | 八橋、米子、境港及び黒坂 の各警察署の管内に居住す る者 |
| 経験者講習 | | 平成 20 年 7 月 23 日 午後 1 時 30 分から 午後 4 時 30 分まで | 倉吉市清谷町一丁目 10 鳥取県倉吉警察署 | 浜村、倉吉及び八橋の各警 察署の管内に居住する者 |

3 講習時間及び講習課目

(1) 講習時間

ア 初心者講習 5 時間

イ 経験者講習 3 時間

(2) 講習課目

ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令

イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

4 考査

初心者講習にあつては、講習終了後、講習に係る事項についての考査を1時間行う。

5 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の 7 日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

6 講習受講手数料及びその納付方法

(1) 講習受講手数料

ア 初心者講習 6,800 円

イ 経験者講習 3,000 円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書にはり付けて納付すること。
この場合、消印しないこと。

7 携行品

筆記用具及び印鑑

調 達 公 告

平成 20 年 6 月 10 日（鳥取県公報第 7998 号第 28 頁）掲載の調達公告について、次のように変更する。

平成 20 年 6 月 17 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の変更前の欄中下線が引かれた部分（以下「変更部分」という。）を当該変更部分に対応する同表の変更後の欄中下線が引かれた部分に変更する。

| 変 更 後 | 変 更 前 |
|---|--|
| <p>1 略</p> <p>2 参加資格</p> <p>この公募型プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件のすべてを満たす者とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 本件業務の参加表明書の提出の日までの間に、<u>平成 18 年</u>鳥取県告示第 841 号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格を有するとともに、その資格区分が役務の情報処理サービス及びリース・レンタルの事務用機器に登録されている者であること。</p> <p>なお、この公募型プロポーザルに参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていないものは、競争入札参加資格審査の申請書類を<u>平成 20 年 6 月 19 日（木）正午</u>までに 5 の (6) の場所に提出すること。</p> | <p>1 略</p> <p>2 参加資格</p> <p>この公募型プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件のすべてを満たす者とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 本件業務の参加表明書の提出の日までの間に、<u>平成 18 年度</u>鳥取県告示第 841 号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格を有するとともに、その資格区分が役務の情報処理サービス及びリース・レンタルの事務用機器に登録されている者であること。</p> <p>なお、この公募型プロポーザルに参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていないものは、競争入札参加資格審査の申請書類を<u>平成 20 年 6 月 13 日（金）午後 5 時</u>までに 5 の (6) の場所に提出すること。</p> |

| | |
|----------------|----------------|
| (5) 略 3～7 略 | (5) 略 3～7 略 |
|----------------|----------------|

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 6 第 1 項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 20 年 6 月 17 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達内容

(1) 借入物品等の名称及び数量

- ア 借入物品 通信指令・総合指揮システムにおける情報処理装置に係るハードウェア 一式
- イ 購入物品 通信指令・総合指揮システム及び情報処理装置に係るソフトウェア 一式
(通信指令・総合指揮システムのソフトウェアの開発、改修、保守等の業務を含む。)

(2) 借入物品等の仕様

入札説明書による。

(3) 借入期間

平成 21 年 3 月 1 日から平成 26 年 2 月 28 日まで

(4) 納入期限

平成 21 年 2 月 27 日（金）

(5) 納入場所

入札説明書による。

(6) 入札方法

入札金額は、(1) のア及びイに掲げる物品等のそれぞれの金額の合計額を 60 月で除して得た 1 月当たりの金額を記載すること。

なお、契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額（以下「入札見積金額」という。）の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

この入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 政令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 平成 18 年鳥取県告示第 841 号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その資格区分がリース・レンタルの事務用機器に登録されている者であること。

なお、この一般競争入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていないものは、競争入札参加資格審査の申請書類を平成 20 年 6 月 24 日（火）午後 5 時までに 4 の (2) の場所に提出すること。

(3) この公告に示した物品を納入期限までに納入場所に納入することができる者であって、当該物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できるものであること。

(4) 平成 20 年 6 月 17 日（火）から同年 7 月 30 日（水）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成 7 年 7 月 17 日付第 157 号）第 3 条第 1 項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

3 契約担当部局

鳥取県警察本部警務部会計課

4 入札手続等

(1) 入札に関する問合せ先

〒680-8520 鳥取市東町一丁目271

鳥取県警察本部警務部会計課予算係

電話 0857-23-0110 (代)

(2) 競争入札参加資格審査の申請書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部庶務集中局集中業務課物品調達担当

電話 0857-26-7431、7824又は7433

(3) 入札説明書の交付方法

(1)の場所で平成20年6月17日(火)から同月24日(火)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後5時までの間に交付する。

(4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展扱いとすること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展扱いとすること。)により、(1)の場所に送付すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

平成20年7月30日(水)午後2時(ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同月29日(火)午後5時までとする。)

鳥取県警察本部入札室(鳥取県警察本部庁舎2階)

5 入札参加者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) この一般競争入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格に適合すること及び納入しようとする物品が入札説明書に示す仕様に適合することを証明する書類を、4の(1)の場所に平成20年7月9日(水)午後3時まで提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札見積金額に60月を乗じて得た金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合においては、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。)第13条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱(昭和40年1月30日付発出第36号)第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額に60月を乗じて得た金額の100分の10以上の金額を納付しなければな

らない。この場合において、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第17条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると判断した入札者であって、会計規則第 127 条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。ただし、その者の入札価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、その者を落札者とせず、当該予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とする可能性がある。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be leased :

• Hardware for communications Command system , 1set

Nature and quantity of the products to be purchased:

• Software for communications Command system , 1set

(including development , renovation , maintenance , etc)

(2) July 9, 2008 3:00 PM : Time-limit for submission of documents for qualification confirmation

(3) July 30, 2008 2:00 PM : Time-limit for submission of tenders

July 29, 2008 5:00 PM : Time-limit for submission of tenders by registered mail

(4) Contact Point for the notice : Finance Division, Tottori Prefectural Police Headquarters

1-271 Higashi-machi Tottori-shi 680-8520 Japan

TEL 0857-23-0110